

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 8 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 24 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	齊藤浩明	委員
	2	小西利幸	委員

第 8 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 3 年 2 月 24 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会次長 高橋 美幸

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3		11	平川 智司
4	田中 裕二		
5	山前 満	13	田村 通啓
6		14	
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
3	山口 浩之		
6	中谷 由広		
12	青野 英一郎		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

協議事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について

報告事項第 1 号 現況証明の専決について

報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、8回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、15名中12名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、1番 齊藤委員さん、2番 小西委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 現況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第1号現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、農地法関係事務処理要領第9の4の(4)のエに基づき専決したことを報告します。 番号1 土地の所在が大成427番、公簿地目が牧場、現況地目が農地採草放牧地以外で山林、合計面積26,275㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 大成 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、農用地区域外で令和2年10月9日に関係農業委員さんと現地確認済みです。 また、●●●●さんは植林を予定していて急いでいるとのことで証明書を委員会前に交付しました。 図面で説明いたしますと、(15ページ)です。 申請地につきましては、大成6線の奥で、●●●●さん宅から800m程北西の土地となります。以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
各 議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます
事 務 局	報告事項第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が若里377番1外6筆、現況地目が畑で合計面積35,379㎡、届出者 北見市 ●●●●●さん、旧所有者が●●●●●さん、権利取得日が令和2年12月16日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あつせん希望は無です。 一部、賃貸借されていないところもありますが、ほかは全部賃貸借済みです。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
各 議 長	報告事項第2号は原案どおり承認いたします。 報告事項第3号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。

		<p>申請地につきましては、西富の佐呂間町農業協同組合の乳牛哺育育成事業施設周辺の土地となります。</p> <p>番号 3</p> <p>土地の所在が中園 215 番 9 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 1,051.48 m²、地上権の譲渡人が北海道、譲受人が佐呂間町、経営面積は、畑が 114,515.93 m²、採草放牧地が 8,779,945.91 m²、合計面積 8,894,461.84 m²で無償による譲与です。この事業は営農用水設置後地上権を北海道が設定し、佐呂間町にその管理運営のため権利を譲与するものです。国、道については農業委員会の了承なく設定できるのですが、地方公共団体等に関しては農業委員会の許可がいるものです。</p> <p>また、許可要件として農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号により地方公共団体が権利を取得する場合、公用または公共用に供すると認められることとなっております。</p> <p>中園 215 番 9 から 215 番 11 の土地所有者は●●●●●さん、279 番 6 は●●●●●さん、281 番 3 と 316 番 7 は●●●●●さん、297 番 5 と 298 番 3 は●●●●●さんです。</p> <p>この案件につきましては、2 月 17 日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(3 ページから 7 ページ) です。</p> <p>申請地につきましては、3 ページが国道 333 号線沿いの旧●●●●●さんの住宅付近の土地で、4 ページが国道 333 号線沿いの●●●●●さんの住宅付近の土地、5 ページが国道 333 号線沿いの●●●●●さんの住宅付近の土地、6 ページが国道 333 号線沿いの●●●●●さんの住宅付近の土地、7 ページが国道 333 号線沿いの●●●●●さんの住宅付近の土地となります。</p> <p>これらの農地は図面を見ても解る通り国道沿いの小さな農地となっております。これまでも国や道が勝手に分筆して使えない小さい畑を残しているのが多々あります。分筆したことで、農用区域から除外されていますし、昨年は工事により使用していない土地で、場所的に今後使用不能となる土地になると見受けられますので、雪が解けたら現地を確認して農地から除外するかどうか判断すべきだと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 議	委 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、富丘の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が埼玉県三郷市の●●●●●さん。土地の所在が北 378 番 3 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 47,905 m²、利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,500,000 円、10 ㎡当りの単価は、31,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 11 月 20 日から 3 回実施しています。</p> <p>図面で説明いたしますと (8 ページ) です。</p> <p>申請地は、●●●●●●から北西へ 1km 程の土地となります。</p>

尚、斡旋価格が安いのは、別に用意しました航空写真をご覧下さい。実質利用できる畑が少ないことと傾斜地であること。

また、378番3と382番1は道がなく繋がっているわけではないことから価格が下がっています。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、大成 ●●●●さん。土地の所在が大成143番1外3筆、地目は現況畑で合計面積111,854㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年2月25日から10年間、賃貸料は年額364,900円、10㎡当たり3,300円で前回は4,200円です。あっせん会につきましては、令和3年1月12日から1回実施しています。図面で説明いたしますと（9ページ）です。

申請地は大成46号の防風林付近の土地となります。

番号3.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生129番2外2筆、現況地目が畑で合計面積17,382㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和3年2月25日から10年間、賃貸料は年額86,910円、10㎡当たり5,000円で前回は5,500円です。あっせん会につきましては、令和3年1月15日から1回実施しています。図面で説明いたしますと（10ページ）です。

申請地は、中園啓生10線道路の●●●●さんの住宅前の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間169番外10筆、現況地目畑が98,325㎡、採草放牧地が34,536㎡、合計面積132,861㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年2月25日から5年間、賃貸料は年額402,000円、10㎡当たり3,000円で前回は3,000円です。

あっせん会につきましては、令和3年1月26日から1回実施しています。

図面で説明いたしますと（11ページ）です。

申請地は、浜佐呂間川沿の●●●●さんの住宅に隣接する土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。

田中委員長 はい。隣の畑を使用している●●さんが使用していました。

議 長 ほかに質問はありませんか。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員 員 長 ———異議なし———

議 長 議案第2号は原案どおり決定いたします。
協議事項第1号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 協議事項第1号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐呂間町長より
意見を求められた下記の農用地配分計画について協議願います。
この配分計画につきましては、●●●●●●●●●●●●●●●●と●●●●さんが賃貸借
されていたもので、●●●●さんが●●●●さんに経営移譲したことから今回●●●●
●●さんが引き継いで賃貸借される配分計画となります。

番号 1.
 利用権の設定等を受ける者が、武士の農業 ●●●●さん。土地の所在が、中園 72 番 1 外 6 筆、地目は現況畑で合計面積 37,129 m²。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 4 月 15 日から 5 年間、賃貸料は年額 130,000 円、10 a 当たり 3,500 円です。土地の所有者は、●●●●さんです。
 図面で説明いたしますと（12、13 ページ）です。
 申請地につきましては、12 ページが国道 333 号線沿いの中園 11 線から町道中園 11 線近傍の土地で、13 ページが中園武士 12 線沿いの●●●●さんの農業用施設用地の北側に位置する土地となります。

番号 2.
 利用権の設定等を受ける者が、武士の農業 ●●●●さん。土地の所在が、中園 77 番 1 外 11 筆、地目は現況畑で合計面積 122,390 m²。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 4 月 15 日から 4 年間、賃貸料は年額 550,000 円、10 a 当たり 4,500 円です。土地の所有者は、●●●●さんです。
 図面で説明いたしますと（14 ページ）です。
 申請地につきましては、国道 333 号線沿いの●●●●さんの住宅前の土地となります。以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
 何か質問等、ありませんでしょうか。
 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
 各 委 員 員 長
 協議事項第 1 号は原案どおり決定いたします。

各 委 員 員 長
 その他
 各委員さんの方から何かありませんか。
 ーーーありませんーーー
 なければ第 8 回農業委員会総会を終ります。